

消費者トラブル

第19回



注意報



【トラブルQ & A】

～水漏れなど突然修理が必要になったとき～

■相談します

トイレのタンクに入る水が止まらなくなり、24時間対応の水道業者に応急処置を依頼した。パッキン交換、タンクの取り外して約4万円を支払い、タンクも11万円で交換を勧められた。

後日別の業者に本格的処置を依頼したら、部品交換も含め約2万円で、タンク交換も不要という。とても納得できません。

■お答えします

水漏れやトイレの詰まりなどの故障は、突然起こるものです。水回りの修理は、すぐに行く必要があるため、数社から見積りを取って比較検討することがしにくく、結果的に思ったより高額になるということがあります。ふだんからの心構えが大切です。

①まず、落ち着いて水を止める

ふだんからトイレ、台所、風呂場などの止水弁の位置を確認し、いつでも自分で水を止められるようにしておきましょう。

②修理料金を確認する

電話で現状を詳しく話し、おおまかな作業費用を確認します。このとき「実際に見ないとわからない」と言われたら、見に来るだけでいくらかかるかも聞いておきます。

③必要最小限の応急処置だけを依頼する

修理を依頼した業者に、設備や機器の交換などを勧められることがあります。その場合、まず故障等の直接の原因は何か、必要最小限の作業内容と費用を確認し、それから設備などを交換するといくらになるか、今すぐ交換する必要があるのかをよく聞きましょう。



④信頼できる業者を見つけておく

いざというときのために、給排水指定業者など信頼できる業者を探しておきましょう。

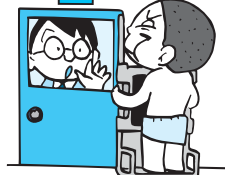
問い合わせ 消費生活センター (☎2928-1233・FAX2923-8711)

所沢市消費生活センター相談窓口

相談日 月～金曜日(祝日を除く)
相談時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分
ところ 旧市庁舎2階(宮本町1-1-2)
相談専用電話 ☎04-2926-0999

人間ドックのご案内

4月1日以降、人間ドック検診料助成制度の対象年齢を35歳以上75歳未満に改正しました(従前は40歳以上75歳未満)。
市民医療センターの人間ドックを、ぜひご利用ください。



市民医療センター(☎2998-2081)へ電話で予約
③後日、同センターから問診票・検診セットを郵送します。会計は人間ドック受診当日に、助成額を差し引いた額をお支払いください。
問い合わせ ▼検診料助成：国保年金課(☎2998-9131・FAX2998-9061) ▼検診内容：市民医療センター(人間ドック受付専用☎2998-2081・FAX2998-2078)

児童扶養手当

対象 次のいずれかに該当する18歳までの児童を養育している母または養育者(父を除く)
①対象児童が18歳に達する日以降の3月31日までの期間を含みます
②父母が離婚した児童
③父が重度の障害をもつ児童
④その他の理由で父がいらない児童
手当月額 ▼児童1人：41,700円(全部支給)または、41,710円(9,850円)一部支給) ▼児童2人：5,000円を加算 ▼児童3人以上：1人につき3,000円を加算
対象外 次の場合は支給しません
▼児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、通園施設を除く)に入所
▼公的年金を受けられる
▼対象者やその配偶者、および同居等生計を同じくしている直系血族・兄弟姉妹の所得が一定以上ある
申請・問い合わせ 市役所2階こども支援課(☎2998-9124・FAX2998-9035)

特別児童扶養手当

対象 精神または身体に次のいずれかの障害を持つ子ども(20歳未満)を育てている方
①身体障害者手帳1級～3級、4級の1部または重度の内科的疾

障害児福祉手当

対象 精神または身体に次のいずれかの障害をお持ちの方(20歳未満)

特別障害者手当

対象 精神または身体に次のいずれかの障害があり常時特別の介護が必要な方(20歳未満)
①おおむね身体障害者手帳2級程度の障害を重複
②療育手帳(☎)で常時特別の介護を要する
③精神障害・血液障害・肝臓障害等で①、または②と同程度以上の障害
手当月額 26,440円
対象外 次の場合は支給しません
▼対象者およびその扶養義務者に一定以上の所得がある
▼施設に入所している
▼3か月以上継続して入院している
申請・問い合わせ 市役所1階障害福祉課(☎2998-9116・FAX2998-1147)

福祉タクシー・ガソリン費補助制度の変更

在宅の重度障害者等にタクシー料金の一部を補助するタクシー券または自動車ガソリン費の一部を補助する補助額について、4月から次のとおり変更します。

問い合わせ 障害福祉課(☎2998-9116・FAX2998-1147)

補助区分	補助対象者 (施設入所者を除く)	補助金の上限額	
		対象者が 運転する 場合	同一生計者が 運転する 場合
I	1級・2級の下肢・体幹障害者	月額3,000円	月額1,500円
	1級・2級の身体障害者(I区分以外)	月額1,500円	
3級の下肢・体幹障害者			
療育手帳(☎)・A所持者			
II	ねたきり老人手当受給者		

■ガソリン費補助金 補助対象と金額 左表のとおり

補助対象者 (施設入所者を除く)	交付枚数 (年間)	
身体障害者手帳	1級・2級、 下肢、体幹3級	24枚
	透析 寝台車が必要な方	72枚
療育手帳(☎)・A	24枚	
ねたきり老人 手当受給者	24枚	

補助対象と交付枚数 左表のとおり
券を統一し、福祉タクシー券とします。
②補助金の額は、利用券1枚につき初乗運賃相当額です。ただし、上限を710円とし、710円未満の場合はその額です。
③大型車・車いす専用車・寝台車等を利用した場合も、補助金の額は同じです。